



# 資 料

## 交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第百十号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
- 二 車両 道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう。
- 五 陸上交通 道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通をいう。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

### （道路等の放置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない

### （市町村交通安全対策会議）

第一八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第二六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

## 北九州市交通安全対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市交通安全対策会議(以下「会議」という。)の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北九州市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその実施を推進すること。

(組織)

第3条 会議は、会長1人及び委員21人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 国の地方行政機関の職員
- (2) 福岡県の知事部局の職員
- (3) 福岡県警察本部の職員
- (4) 市の教育委員会の教育長
- (5) 市の消防局長
- (6) 前2号に掲げる者以外の市の職員
- (7) 関係団体を代表する者

4 前項の委員のほか、特別の事項を審議させるため必要があるときは、会議に特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他陸上交通に関する事業を営む公共的団体の職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員の任期は、特別の事項の審議が終了した時までとする。

(会長)

第5条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第 7 条 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 8 条 会議に、幹事を置くものとする。

2 幹事は、委員の属する機関等の職員等のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、市民文化スポーツ局において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

最終改正 平成 24 年 8 月 10 日

北九州市交通安全対策会議 委員名簿

| 役職名 | 補 職 名                 | 氏 名    |
|-----|-----------------------|--------|
| 会長  | 北九州市長                 | 武内 和久  |
| 委員  | 国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長 | 掛田 信男  |
| 〃   | 福岡県人づくり・県民生活部長        | 浦田 智子  |
| 〃   | 福岡県警察北九州市警察部長         | 大津 良祐  |
| 〃   | 教育委員会教育次長             | 高松 淳子  |
| 〃   | 小倉北区次長                | 東田 倫子  |
| 〃   | 北九州市立大蔵小学校長           | 増田 知夏子 |
| 〃   | 北九州市交通安全母の会副会長        | 中村 啓子  |
| 〃   | 八幡西区交通安全母親クラブ瀬々らぎ会副会長 | 小名川 都代 |
| 〃   | 一般社団法人北九州市PTA協議会副会長   | 栗丸 直也  |
| 〃   | 北九州市自治会総連合会副会長        | 山下 洋介  |
| 〃   | 北九州商工会議所運輸交通部会部会長     | 藤野 秀之  |
| 〃   | 高齢社会をよくなる北九州女性の会理事    | 富田 京子  |
| 〃   | 北九州市保育士会副会長           | 重國 香   |
| 〃   | 門司交通安全協会事務局長          | 秋本 美智子 |
| 〃   | 特定非営利活動法人I-DO         | 稲富 洋子  |



発行 令和6年10月

北九州市総務市民局

安全・安心推進部 安全・安心推進課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2866